

## 役員のための財務税務会社法ニュース マネジメントリポート

### 今回のテーマ： パブリックセクターにおける公益法人及び一般法人の活用について

---

近年、非営利組織に対する社会からの期待が急速に高まっています。社会が成熟し、人々の価値観やライフスタイルが多様化している今日においては、政府が福祉、医療、教育などの公共的サービスを提供する上において、民間の非営利組織によるパブリックセクターへの協力が不可欠な状態にあると言えます。特に財政面から政府による公共的サービスの提供と管理運営などが難しくなっていることも、非営利組織に対する社会からの期待を高めている要因となっています。

公共的サービスを提供する非営利組織への政府による関与も、以前のような積極的なものから、民間の自発的・創造的行動を尊重するものへと、現在は変わってきています。これらのことから、今後も社会からの民間の非営利組織への期待が増していくことが予想され、非営利組織による活躍の場が広がっていくものと予想されます。

このような状況下、平成18年に100年以上続いた旧公益法人制度の抜本的な改革が、法人の公益活動の健全な発展と、民間による公益の増進を目指して行われました。現行の公益法人制度においては、剰余金の分配を目的としない社団及び財団について、事業の公益性の有無にかかわらず、準則主義（登記）により容易に法人格を取得し、一般法人（「一般社団法人」及び「一般財団法人」）を設立することができるようになりました。また、より公益性の高い法人においては、公益法人として活躍する道が確保されました。なお、公益法人とは、不特定多数の利益を実現することを目的とした、学術・技芸・慈善などの公益に関する事業を行う「公益社団法人」及び「公益財団法人」をいいます。

公益法人は、一般法人が公益認定の基準をクリアし、公益認定を受けることによりなることができます。寄附金税制や収益事業課税などの税制面での特典措置などが設けられている反面、法人運営、機関設計、財務などに関する多くの制限が課されており、定期提出書類の行政庁への提出、行政庁の監督を受けることが義務付けられています。このような規制を受けるため、社会からの信頼も高いものとなっています。

一方、一般法人は、公益法人のような多くの制限が課されていないため、機動的で、多様な活動を行うことができますが、公益法人のような税制面での特典措置を受けることはできません。ただし、非営利性が徹底された法人としての要件を満たした一般法人においては、全所得課税ではなく収益事業課税の適用が認められています。

### お見逃しなく！

公益法人制度改革により、一部で、悪質団体による法人格の取得が容易になったとの批判がなされています。また、制度が複雑であることや発信される情報が多く広範囲にわたっているために手間を要することなどから、制度が軌道に乗り、円滑に運用されるためには、もう少し時間がかかるものと思われます。しかしながら、現行の公益法人制度は、総じて旧制度に比べ、身近で使い易いものになったと言えます。

当該制度改革により公益法人及び一般法人は、公共的サービスの提供という社会からの要請に応えつつ、一方で会社においては、従業員持株会、倒産隔離、事業承継のスキームなどで活用されています。また、経営者が社会貢献として、保有する私財を寄付して公益財団法人を設立している例もみられます。公益法人制度改革により、公益法人及び一般法人の活用の機会が今後、益々広がっていくものと期待されます。